

CRJC プラットフォーム利用規約

2015年8月1日制定

第1条 総則

1. 本利用規約は、C&R ジャパン合同会社が（以下、「弊社」といいます。）が提供するビジネスプラットフォーム『CR J C platform（シーアールジェイシープラットフォーム）』（以下、単に「本サイト」といいます。）の利用者が遵守すべき事項及び利用者と弊社との関係を定めるものです。
2. 本サービスの利用者は、本利用規約の内容を十分理解した上でその内容を遵守することに同意して本サービスを利用するものとし、本サービスを利用した場合には、当該利用者は本利用規約を遵守することに同意したものとみなします。

第2条 言葉の定義

本利用規約の中で使用される以下の各用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。

「本サービス」：本サイトの閲覧や本サイトに付随する電話・FAX・メール配信等を利用した業務委託に関する情報提供サービスの総称のことをいいます。

「メンバー」：本サイトで所定のメンバー登録手続を行って弊社から登録の承諾を受けた個人又は法人をさし、本サービスを通じて業務を引き受け、又は引き受けようとする個人又は法人をさします。

「利用者」：メンバー又はメンバーを問わず本サービスの提供を受ける個人又は法人で、本サイトの閲覧者も含まれます。

「クライアント」：本サービスを通して業務を委託し、又は委託しようとする個人又は法人をさします。

「受発注者」：クライアント及びメンバーの総称のことをいいます。「紹介者」：自ら発注する立場ではなく、本サイトに発注者を介して業務委託案件を紹介した個人又は法人をいいます。「本取引」：本サービスを利用して行われるクライアントとメンバーの間での業務委託契約及びその他商取引をいいます。

「登録情報」：会員登録手続で入力・提供された一切の情報をさします。

「個人情報」：住所・氏名・電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報をいいます。

「秘密情報」：メンバーがサービスを通じて他のメンバーから得た、技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウなどに関する一切の情報のことをいいます。

「開示者」：本サービスを通じて、他のメンバーに自ら権限を有する秘密情報を提供したメンバーをいいます。なお、開示者から秘密情報の開示を受けたメンバーについては「被開示者」といいます。

第3条 規約の改定について

本利用規約は、弊社の判断により事前の予告なく変更・追加・削除されることがあります。利用者は、本利用規約変更後に本サイトを利用した場合には、変更された本利用規約の内容に同意したものとみなされます。

第4条 メンバー登録について

1. メンバー登録を行うことができるのは、原則、本人（法人の場合には対外的な契約権限を有する者）に限るものとします。
2. メンバー登録を行う者は、登録情報の提供・入力にあたり、入力した情報は全て真実であることを保証するものとします。
3. 登録した情報全てにつき、その内容の正確性・真実性・最新性等一切について、メンバー自らが責任を負うものとします。
4. メンバーとして登録できる者の資格・条件は以下の通りです。但し、法人の場合には第1号及び第2号は適用されません。
 - (1) 満18歳以上であること。
 - (2) 未成年である場合には法定代理人の包括的な同意を得ていること。
 - (3) 既に本サービスのメンバーとなっていないこと。
 - (4) 本利用規約の全ての条項に同意すること。
 - (5) 過去、現在又は将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有しないこと。
5. 弊社は、メンバー登録を行った個人又は法人が以下の各号に該当する場合、メンバーとして登録することを承諾しない場合があります。また、承諾・登録後であっても、メンバーについて以下の各号に該当する事実が判明した場合には、承諾・登録を取り消すことがあります。
 - (1) メンバー登録の資格・条件を満たさない場合又は満たさなくなった場合。
 - (2) 入力された登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合。
 - (3) 本利用規約に違反する行為を行った場合。
 - (4) その他弊社が当該会員の登録が不適切であると判断した場合。
6. 登録情報及び本サービスの利用において弊社が知り得た利用者の情報については、別途定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱われるものとし、利用者はこれに同意するものとします。
7. メンバーが退会を希望する場合には、所定の手続きを行うこととします。但し、当該メンバーが以下に定める状況にある間は退会できないものとします。
 - (1) 自らが受発注者となって成立した本取引の業務が終了していない場合。
 - (2) 自らが受発注者となって成立した本取引の決済手続きが完了していない場合。

第5条 本サービスの内容について

1. 弊社は本サービスによる情報提供を通じて、業務委託契約を行うためのプラットフォームの提供を行います。
2. 本サービスは、クライアントとメンバーが直接業務委託契約を締結することを目的とします。ただし、契約成立時には、双方がその旨、弊社に所定の方法で届けることとします。
3. メンバーが本サービスを利用して契約を締結する場合、契約の形式は原則としては業務委託契約とします。
4. 本サービスにおいて弊社は、本取引を行うメンバー若しくはクライアントの選定及び本取引に基づく業務の遂行やその成果物について、それらの内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等の保証は行わないとともに、その瑕疵に関しては責任を負いません。
5. 受発注者は弊社に対し、本サービス利用料（本利用規約において「プラットフォーム利用料」といいます。）として、以下の定めに従い、各金員の支払い義務を負うものとします。
 - (1) 本取引に基づく業務（成果物がある場合にはその引き渡し）が終了した場合には、特にあらかじめ定めがない場合は、各取引の報酬額の8%（消費税別・1円未満切り捨て）に相当する金額を、プラットフォーム利用料として受注者は弊社に支払うものとします。
6. 特定の紹介者が本サイトへ持ち込みんだ案件については、その業務委託契約が終了した時点で、原則として、受注者は各取引の報酬額の10%（消費税別・1円未満切り捨て）に相当する金額を紹介手数料として紹介者に支払うものとします。ただし、事前に双方で取決めがあったケースについてはその取決めを優先します。
7. メンバー間での連絡は、原則として本サービス内において行うものとします。但し、弊社が事前に承諾した場合はこれに限りません。

第6条 固定報酬制による取引方法について

1. 本取引内で固定報酬制による報酬支払が選択された場合、以下の定めによって報酬を定めるものとします。
 - (1) クライアントは、当該本取引に基づく業務に対する定額の報酬を定めます。
 - (2) クライアントは、前号の報酬を支払う義務を負います。
2. 本取引の内容として、メンバーがクライアントに対し成果物を納品することを合意内容とした場合、メンバーは当該成果物を定められた期限までにクライアントに納品するものとし、クライアントは納品された成果物を検収し、メンバーに対して検収結果（合格・不合格）を通知する義務を負うものとします。成果物の納品後、1週間以内に、クライアントが検収結果を合理的な理由なく報告しない場合、当該成果物の検収の結果は、クライアントによって合格とされたものとみ

なします。検収の結果、クライアントによって合格とされた時点で業務は完了するものとし、その時点でクライアントは弊社に対し、その旨通知する義務を負うものとします。但し、本取引の内容が仕事の完成を目的としない場合には、検収を終えた時点で、クライアントは弊社に対し、業務が完了した旨の通知をするものとします。

3. 本取引の内容として、メンバーがクライアントに対し成果物の納品をすることを合意内容としない場合、業務が完了した時点で、クライアントは弊社に対し、その旨通知する義務を負うものとします。
4. 前項の契約締結に際して、メンバーとクライアントの間で業務内容・報酬金額・募集期間等以外に瑕疵担保責任の有無等の取決めを行う必要がある場合は、当事者間で別途合意するものとし、弊社はその合意の存否及び内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 業務の完了前に、クライアント又はメンバーの都合により、業務の中断・停止を希望する場合は、クライアントとメンバーの間で協議の上、当事者間が合意した場合に限り、業務の中断及び停止ができるものとします。原則として本取引成立後の契約内容の変更はできないものとします。
6. 前項に基づき、業務を中断・停止した場合には、クライアントは弊社に対して、その旨について直ちに報告しなければならないものとします。
7. クライアントは、メンバーとの間で本取引が成立した場合、メンバーに対し、本取引が成立した範囲で定めた金額の報酬を支払う義務を負います。

第7条 成功報酬制による取引方法について

1. 取引内で成功報酬制による報酬支払が選択された場合、以下の定めによって報酬を定めるものとします。
 - (1) クライアントは、当該本取引に基づく業務に対する定額+成功報酬額の報酬を定めま
 - (2) クライアントは、前号の報酬を支払う義務を負います。
2. 本取引の内容として、メンバーがクライアントに対し成果物を納品することを合意内容とした場合、メンバーは当該成果物を定められた期限までにクライアントに納品するものとし、クライアントは納品された成果物を検収し、メンバーに対して検収結果（合格・不合格）を通知する義務を負うものとします。成果物の納品後、1週間以内に、クライアントが検収結果を合理的な理由なく報告しない場合、当該成果物の検収の結果は、クライアントによって合格とされたものとみなします。検収の結果、クライアントによって合格とされた時点で業務は完了するものとし、その時点でクライアントは弊社に対し、その旨通知する義務を負うものとします。但し、

本取引の内容が仕事の完成を目的としない場合には、検収を終えた時点で、クライアントは弊社に対し、業務が完了した旨の通知をするものとします。

3. 本取引の内容として、メンバーがクライアントに対し成果物の納品をすることを合意内容としない場合、業務が完了した時点で、クライアントは弊社に対し、その旨通知する義務を負うものとします。
4. 前項の契約締結に際して、メンバーとクライアントの間で業務内容・報酬金額・募集期間等以外に瑕疵担保責任の有無等の取決めを行う必要がある場合は、当事者間で別途合意するものとし、弊社はその合意の存否及び内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 8 条 決済手続き方法について

1. 本取引に関する金銭の支払いについては、銀行振込決済を原則とします。
2. 本取引の報酬の支払時期及び方法については以下の通りとします。
3. メンバーが指定できる振込み先口座は、銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業共同組合のいずれかの日本国内の口座とします。なお、メンバーが指定した口座情報に不備があり振込みができない場合、組戻しにかかる手数料はメンバーが負担するものとします。

第 9 条 弊社提供サービスに関する知的財産権の扱い

1. 本サービスで弊社が作成・提供する画像、テキスト、プログラム等に関する著作権等の一切の知的財産権は、弊社に帰属します。
2. 本サービスで弊社が作成・提供・掲載する一切の画像、テキスト、プログラム等は、著作権法、商標法等の法律により保護されています。

第 10 条 本取引の成果物等に関する知的財産権及びその利用方法について

1. 本サービスを通じてメンバーがクライアントに対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）は、本取引の業務が完了するまでの間はメンバーに帰属するものとし、本取引の業務が完了した段階でクライアントに移転・帰属するものとします（メンバーが本取引開始前より有している知的財産権（以下「留保知的財産権」といいます。）を除きます。但し、メンバーはクライアントに対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用（第三者への使用許諾を含む。）を無償で許諾するものとします。）。但し、第三者の保有する知的財産権について、第三者の許可を得た上でメンバーが成果物に利用した場合、該当する知的財産権は、第三者に帰属し、ク

クライアントに移転・帰属しないものとします。また、メンバーはクライアントに対して、当該成果物にかかる著作権人格権を行使しないものとします。なお、本取引の中において別途取決めがある場合は、同取決めを優先します。

2. メンバーが提案した成果物 やプロフィールやポートフォリオ又は電子掲示板に掲載又は投稿した画像、テキスト、プログラム、本サービス上で会員が作成・登録・提供・掲載した一切の画像、テキスト、プログラム等について、弊社は、本サイトや販促物に掲載する等、弊社が本サービスの広告宣伝等のために必要と判断する利用目的に、無償で永続的に利用できるものとします。また、かかる利用に際して、会員は、弊社に対して、著作権人格権を行使しないものとします。

第 11 条 業務委託に関する法令などの遵守事項

メンバーは、本サービスにおける会員間の取引において、以下の法律上の規定その他業務委託に関する法律を遵守します。

- (1) 本取引によってメンバーに支払われる報酬について、クライアントが源泉徴収をする義務があるときは、クライアントは源泉徴収税の納付、支払調書の交付等の義務を履行するものとします。
- (2) 本取引が、下請代金支払遅延等防止法の対象となるときは、親事業者となるクライアントは、同法を遵守するものとします。

第 12 条 ID・パスワードの管理方法について

1. メンバーは、ID 及びパスワードについて、自己の責任の下で適切に管理し、ID 及びパスワードの盗用を防止する措置を自ら講じるものとします。
2. メンバーは、ID 及びパスワードについて、第三者による利用や第三者への貸与・譲渡等の行為を行ってはならないものとします。
3. ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により被った損害はメンバーが責任を負うものとし、弊社はかかるメンバーの損害から一切免責されるものとします。
4. メンバーは、ID 及びパスワードの盗用や第三者による使用が判明した場合、直ちにその旨を弊社に通知し、弊社からの指示に従うものとします。

第 13 条 秘密情報の取り扱いについて

1. 利用者は、本サービスを通じてメンバー間で連絡を取り合う場合及び弊社からメンバーに対して連絡を行う場合、相手方から開示された情報については、秘密として保持し、事前に当該相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者への開示又は漏洩をしてはならず、また、本サービスの利用及び本サービスに基づき成立した業務委託委託契約の履行の目的以外で使用しないものとします。

2. 次の各号に定める情報は、秘密情報から除外します。

- (1) 開示者から開示を受ける前に、被開示者が正当に保有していたことを証明できる情報。
- (2) 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報。
- (3) 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
- (4) 被開示者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (5) 被開示者が、開示された情報によらず独自に開発した情報。

3. 利用者が本条第1項の規定に違反したことにより会員その他の第三者との間で紛争が生じたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとし、利用者の責任と費用でこれを解決するものとします。

第14条 地位等の譲渡禁止事項

利用者は、本利用規約に基づく権利、義務及び本利用規約の契約上の地位の全部又は一部について、これを第三者に譲渡、質入れ、その他の方法により処分してはならないものとします。但し、弊社の書面による事前の承諾がある場合を除きます。

第15条 その他禁止事項

本サービスの利用者が、以下に定める行為を行うことを禁止します。

- (1) 弊社、他の利用者若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他の利用者若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報を第三者に提供する行為。
- (4) 一人の利用者が複数のメールアドレス等を登録して重複して会員登録を行う行為。
- (5) メンバー資格を停止ないし無効にされた会員に代わりメンバー登録をする行為。
- (6) 他の利用者若しくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (7) アクセス可能な本サービス又は他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (8) 弊社又は他者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (10) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又はメッセージ（以下「電子メール

等」といいます。) 若しくは嫌悪感を抱く電子メール等そのおそれのある電子メール等を含みます。) を送信する行為。他者の電子メール等の受信を妨害する行為。連鎖的な電子メール等の転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。

(11) 他者の設備若しくは本サービス用設備 (弊社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを言い、以下同様とします。) に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為、又は支障を与えるおそれのある行為。

(12) サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。

(13) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段 (いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。) により他者のメンバー登録情報を取得する行為。

(14) 弊社が事前に書面をもって承認した場合を除く、本サービスに基づく業務委託以外を目的とした本サービスを使用した営業活動、本サービスに基づく業務委託以外の営利活動を目的とした本サービスの利用、又はその準備を目的とした本サービスの利用。

(15) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

(16) 本サービスの運営を妨害する行為。他の利用者又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為。信用の毀損又は財産権の侵害等のように弊社、利用者又は他者に不利益を与える行為。

(17) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、弊社の業務に著しく支障を来たす行為。

(18) 口コミサイトやブログに、ある商品又はサービスについて実際のものより著しく優良・有利だと誤認させる内容を記載することを依頼する行為。その他弊社が利用者として不適当と判断した行為。

第 16 条 監視業務について

弊社は、利用者が本サービスを適正に利用しているかどうかを監視する業務を弊社の裁量により行うものとし、利用者はそれに同意するものとします。

第 17 条 規約違反への対処及び違約金等について

1. 弊社は、利用者の行為が本利用規約に反すると判断した場合に、弊社の判断により、当該利用者に何ら通知することなくして、本サービスの一時停止、メンバー登録の解除、本サービスへのアクセスを拒否、本サイト上におけるプロフィール等の掲載情報や電子掲示板への投稿の全部

若しくは一部の削除、変更又は公開範囲の制限等の必要な措置をとることができるものとします。

2. 前項に基づく弊社の対処に関する質問、苦情は一切受け付けておりません。なお、利用者は、当該措置によって被った一切の損害について、弊社に対して賠償請求を行わないものとします。

3. 弊社は、利用者が本利用規約違反等の悪質な行為を行っていると判断した場合、当該利用者に対して法的措置を検討するものとします。

4. 利用者は、利用者が本利用規約違反等の行為を行ったことにより弊社に損害（第三者に損害が生じ、その損害について弊社が填補した場合を含む）が生じた場合、その一切の損害について、弊社に対して賠償する責任を負うものとします。

第 18 条 弊社からの連絡又は通知方法について

1. 弊社がメンバーへの連絡又は通知の必要がある場合には、登録されたメールアドレス宛にメールするか、登録された住所宛に郵送することによって、連絡又は通知を行います。場合によっては電話での連絡も行います。
2. 利用者は、原則としてメール又はお問い合わせフォームより弊社への連絡を行うものとします。約束なしの来訪は受け付けておりません。

第 19 条 サイトの中断・変更・停止・終了について」

1. 弊社は、システム障害及び保守、停電や火災などの天変地異、その他技術上・運営上の理由により、本サービスの提供が困難であると判断した場合、利用者への事前通知を行わず、本サービスの中断を行う場合があります。
2. 弊社は 2 週間前までに、メンバーに電子メールでの通知及び本サービスの提供を行う Web サイト上で告知を行うことにより、本サービスの変更、停止及び終了を行うことができるものとします。
3. 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 20 条 免責

1. メンバー登録取消し、利用者からの ID・パスワードの第三者に漏洩、利用者による秘密漏示、本サービスのシステム不具合や障害・中断やデータの消失・漏洩等により生じた不利益・損害

等、本サービスの利用により利用者に生じた一切の不利益・損害について弊社は一切の責任を負いません。

2. 利用者が、本サービスを利用することにより、他の利用者又は第三者に対し不利益・損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、これらの一切の不利益・損害について弊社は一切責任を負いません。
3. 弊社は本サービス上で行われる受発注者間の取引を管理するものではなく、取引によって生じた一切の不利益・損害について一切責任を負いません。
4. 本サービス上でやりとりされるメッセージや送受信されるファイルに個人情報等が含まれていた場合、それによって会員が被った不利益・損害について、弊社は一切責任を負いません。
5. 弊社は、会員の身元の保証をするものではなく、またメンバー又はクライアントが本サービス上で取引を完了することを保証するものでもありません。

第 21 条 本サービスの譲渡等について

弊社は、本サービスの事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、本サービスの運営者たる地位、本利用規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報及びその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本サービスのメンバーは、メンバーたる地位、本規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他情報の譲渡につきあらかじめ同意するものとします。

第 22 条 準拠法・管轄裁判所

1. 本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本利用規約の一部が無効な場合でも、適用可能な項目については効力があるものとします。
2. 本サービスに関連して訴訟等の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以下余白) 平成 27 年 8 月 21 日改訂